平成２６年（フ）第４８号
愛媛県松山市大街道３丁目４番地１　大西第５ビル４Ｆ
債務者　谷本　英次
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５６号
愛媛県松山市南斎院町263番地１　コーポ雅303号
債務者　中尾華菜恵
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１４号
愛媛県松山市祝谷３丁目３番14号　丸山マンションＡ101号
債務者　木村伊佐子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２３号
愛媛県松山市空港通１丁目10番13号　ドゥエル空港通305号
債務者　山本　　洋
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３２号
愛媛県松山市御幸１丁目306番地　メゾン明幸103号
債務者　菅原　　僚
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３９号
愛媛県松山市和気町１丁目452番地　サントノーレ和気408号
債務者　北須賀　桂
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５号
福岡県直方市大字頓野1843番地１　メゾン・グレースＣ―101号
債務者　山田　忠久
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第２７号
福岡県田川市大字夏吉1151―２　オークマンション103号、住民票上の住所福岡県田川郡香春町大字香春1889番地３
債務者　梅林　清昭
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１３７号
大分県臼杵市大字戸室605番地の６
債務者　笹木　理恵
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９号
宮崎市恒久４丁目１番地６　セゾン城ケ崎303号、前住所宮崎市大淀３丁目１番３号リバータウン大淀502号
債務者　岩切　良輝
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２７号
宮崎県日南市南郷町中村乙7101番地291　県営新開団地９号
債務者　出水田フヂ子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
千葉県柏市常盤台12番２号　アミークス201号
債務者　田中　雅春
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１７７号
千葉県流山市向小金４丁目21番地の214
債務者　高橋美裕紀（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１９７号
千葉県我孫子市中峠1121番地の２　405号アゼリアハイツ
債務者　鈴木　明子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３２号
石川県加賀市山代温泉37の20番地２　Ｅｃｋｅｕｓ103号室
債務者　中村　美香
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第９０号
兵庫県宝塚市高司２丁目11番25号
債務者　島川さとみ
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係